

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第十九条第二項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。	附則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第三条 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第十九条第二項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。